

令和2年度小国町事業継続支援給付金申請要領（個人事業者等）

新型コロナウイルスの感染症拡大の影響等により、事業収入が大幅に減少している町内在住の個人事業者等で、国の「持続化給付金」の事業収入減少要件（前年同月比50%以上）の対象とならない事業者の皆様を支援するために、「小国町事業継続支援給付金」を給付いたします。

○給付対象者

以下の要件を満たす事業者が対象となります。

- ① 町内に住所を有する者
- ② 2019年度以前から事業により事業収入（確定申告書別第1表における「収入金額等」欄の事業欄に記載されるもの）（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- ③ 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が20%以上50%未満減少した月（以下「対象月」とします。）が存在すること（2020年1月から申請を行う日の属する月の前月（2021年1月を除く。）までの間で、ひと月を任意に選択できます。）
※対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出することができます。
- ④ 町税等を完納していること
- ⑤ 小国町暴力団排除条例に定める暴力団・暴力団員・暴力団員等でないこと

○申請書類

- ① 令和2年度小国町事業継続支援給付金申請書（兼実績報告書）（様式第1号）
- ② 2019年分の確定申告書第1表の控の写し
（収受日付印が押印されているもの。e-Taxで申告された方は、受信通知を添付）
※収受日付印と受信通知のどちらも存在しない場合は、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」が必要となります。
※2019年の確定申告の義務がないまたはその他相当の事由により提出できない場合は、2019年分の住民税の申告書類の控で代替可能。
※申告期限の延長により2019年の確定申告または住民税申告が完了していない等の場合は、2018年分の確定申告書または住民税の申告書類の控で代替可能。
- ③ （青色申告されているかのみ）②と同年の所得税青色申告決算書の控の写し
※青色申告されていても、提出しないことを選択できます。
- ④ 対象月の月間の事業収入（売上）がわかるもの
（売上台帳や帳面など確定申告の基礎となる書類。当該書類を提出できない場合は、他の書類での申請も可能。）
- ⑤ 滞納がない旨の町税等に係る直近の納税証明書

- ⑥ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかるページの写し)
- ⑦ 運転免許証やマイナンバーカード等本人確認書類の写し
- ⑧ (事業所等を賃借している場合のみ) 事業所等の賃借に係る契約書等の写し
(賃借の実態がわかる書類の写し)

○給付額

下記の計算式により、上限20万円を給付します(1,000円未満の端数は切り捨て)。

(給付額) = (2019年の年間の事業収入) - (対象月の月間の事業収入 × 12)

※事業所等を賃借している場合は、30万円を上限とします。

○申請期間

令和2年7月13日(月)から令和3年2月26日(金)まで

○申請に係る特例

3ページ目以降に示します。

※給付額の上限及び端数の取扱は上記と同様になります。

○申請書様式の設置場所

- ・小国町役場2階ロビー
- ・小国町役場3階産業振興課内
- ・白い森ショッピングセンターアスモ1階 催事場付近の求人情報等チラシ棚
- ・白い森ショッピングセンターアスモ3階 小国町商工会内

※小国町ホームページを閲覧できるかたは、本給付金に関するページより様式データがダウンロード可能です。

○申請書提出先・問合せ先

〒999-1363 小国町大字小国小坂町2-70 小国町役場3階

小国町役場産業振興課 観光経済室 商工労政担当

TEL: 0238-62-2416 FAX: 0238-62-5464

メール: sangyo@town.oguni.yamagata.jp

※直接の提出のほか、郵送での申請も受け付けます。

<申請に係る特例について>

特例1. 2019年1月から12月の間に開業した場合

対象月の月間の事業収入が、2019年の月平均の事業収入に比べて20%以上50%未満減少している場合、以下の特例を適用できます。

(1) 提出書類の特例

・①～⑧の書類の写し等（1・2ページに記載の書類）

・次に掲げるいずれかの書類の写し

ア 個人事業の開業・廃業等届出書

（開業日が2019年12月31日以前、提出日が2020年4月1日以前であり、税務署受付印が押印（e-Taxの場合は「受信通知」が添付）されているもの）

イ 事業開始等申告書（地方公共団体が発行。）

（事業開始年月日が2019年12月31日以前、提出日が2020年4月1日以前であり、受付印等が押印されているもの）

ウ ア及びイ以外で開業日・所在地・代表者・業種・書類提出日の記載がある書類

（事業開始年月日が2019年12月31日以前であるもの）

(2) 給付額の特例

$$(\text{給付額}) = (A \div M \times 12) - (B \times 12)$$

A：2019年の年間の事業収入

M：2019年の開業後月数（開業した月は1ヵ月と数える）

B：対象月の月間の事業収入

特例2. 2018年または2019年に発行された罹災証明書等を有する場合

(1) 提出書類の特例

・①～⑧の書類の写し等（1・2ページに記載の書類）

※②③については、罹災証明等を受けた年の前年分に係るもの

・2018年または2019年に発行された罹災証明書等の写し

(2) 給付額の特例

$$(\text{給付額}) = A - (B \times 12)$$

A：罹災証明等を受けた年の前年の年間の事業収入

B：対象月の月間の事業収入

特例3. 月あたりの事業収入の変動が大きい場合

少なくとも2020年の任意の1ヵ月を含む連続した3ヵ月（以下「対象期間」とします。）の事業収入の合計が、前年同期間の3ヵ月（以下「基準期間」とします。）の事業収入の合計と比べて20%以上50%未満減少しており、かつ、基準期間の事業収入の合計が2019年の年間の事業収入の50%以上に相当する場合、以下の特例を適用できます。

※基準期間が2018年にまたがる場合においても、基準期間の事業収入の合計が

2019年の年間の事業収入の50%以上に相当していることが要件となるほか、対象期間の終了月は2020年12月以前となります。また、所得税青色申告決算書において2019年の月次の事業収入が記載されていない場合、この特例は適用できません。

(1) 提出書類の特例

- ①～⑧の書類の写し等（1・2ページに記載の書類）

※基準期間及び対象期間が複数年にまたがる場合には、その複数年分に係るもの。
また、④については、対象期間の全ての月に係るもの。

(2) 給付額の特例

$$(\text{給付額}) = A - B$$

A：基準期間の事業収入の合計 B：対象期間の事業収入の合計

特例4. 事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合

この特例は、2019年以前に事業の承継を受けたかたは対象となりません。

また、2019年中に事業の承継を受けたかたは、特例1が適用可能です。

●事業の承継を行ったかたの死亡による事業承継でない場合

(1) 提出書類の特例

- ①～⑧の書類の写し等（1・2ページに記載の書類）

※②及び③については事業の承継を行ったかたの名義に係るもの。そのほかについては、事業の承継を受けたかたの名義に係るもの。

- 個人事業の開業・廃業等届出書の写し

（「届出の区分」欄で「開業」を選択するとともに、2019年分の確定申告書類に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されており、「開業・廃業等日」欄において開業日が2020年1月1日から4月1日までの間、提出日が開業日から1ヵ月以内で、税務署受付印が押印（e-Taxの場合は「受信通知」が添付）されているもの。）

(2) 給付額の特例

$$(\text{給付額}) = A - (B \times 12)$$

A：事業の承継を行ったかたの2019年の年間の事業収入

B：事業の承継を受けたかたの対象月の月間の事業収入

●事業の承継を行ったかたの死亡による事業承継である場合

(1) 提出書類の特例

- ①～⑧の書類の写し等（1・2ページに記載の書類）

※②及び③については事業の承継を行ったかたの名義に係るものとし、そのほかについては、事業の承継を受けたかたの名義に係るもの。

※同一の事業の承継に対する給付は一度に限ることから、同一の事業に複数の申請が行われた場合は、最初の申請のみを有効とする。

- 個人事業の開業・廃業等届出書の写し

（「届出の区分」欄で「開業」を選択するとともに、2019年分の確定申告書類に

記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されており、「開業・廃業等日」欄において開業日が事業の承継を行ったかたの死亡年月日から申請日の間であり、税務署受付印が押印（e-Taxの場合は「受信通知」が添付）されているもの。）

• 次に掲げるいずれかの書類の写し

ア 所得税の青色申告承認申請書

（「5相続による事業承継の有無」欄において「有」を選択しており、相続開始年月日が申請日以前で、被相続人の氏名が事業の承継を行ったかたの氏名と一致しており、税務署受付印が押印（e-Taxの場合は「受信通知」が添付）されているもの。）

イ 個人事業者の死亡届出書

（「死亡年月日」欄が申請日以前で、「参考事項」欄にて「事業承継の有無」を「有」とし、「事業承継者」の氏名が申請者の氏名と一致しており、収受印が押印（e-Taxの場合は「受信通知」が添付）されているもの。）

ウ 準確定申告書類の控

（死亡年月日が申請日以前であり、氏名の欄に相続人として申請者の氏名が記載されており、収受日付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されているもの。）

（2）給付額の特例

事業の承継を行ったかたの死亡でない場合と同じ。

特例5. 新規に（2020年3月までに）開業した場合

●2020年1月から3月の間に開業した場合であって、2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年の開業月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が20%以上50%未満減少した月（以下「2020年新規開業対象月」とします。）が存在する場合、以下の特例を適用できます。

（1）提出書類の特例

• 様式第6号

（2020年の開業月から2020年新規開業対象月の間の事業収入が記載されており、税理士の確認を受けたもの。）

• 滞納がない旨の町税等に係る直近の納税証明書

• 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

• 運転免許証やマイナンバーカード等本人確認書類の写し

•（事業所等を賃借している場合のみ）事業所等の賃借に係る契約書等の写し

• 次に掲げるいずれかの書類の写し

ア 個人事業の開業・廃業等届出書

（開業日が2020年1月1日から3月31日の間で、当該届出書の提出日が2020年5月1日以前であり、税務署受付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されているもの。）

イ 事業開始等申告書（地方公共団体が発行。）

- (事業開始の年月日が2020年1月1日から3月31日までで、当該申告書の提出日が2020年5月1日以前であり、受付印等が押印されているもの。)
- ウ 上記ア及びイ以外で開業日・所在地・代表者・業種・書類提出日の記載がある書類
(事業開始の年月日が2020年1月1日から3月31日までであること。)

(2) 給付額の特例

$$(\text{給付額}) = (A \div M \times 6) - (B \times 6)$$

A：2020年1月から3月の間の事業収入の合計

M：開業月から2020年3月の間の開業月数（設立した月も1ヵ月とみなす）

B：2020年新規開業対象月の月間の事業収入

- 2019年中に開業したかたで、2019年中に事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業収入を得ている場合であって、2020年1月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が20%以上50%未満減少した月（以下「2020年新規開業対象月」とします。）が存在する場合、以下の特例を適用できます。

(1) 提出書類の特例

- ・様式第6号

(2020年1月から2020年新規開業対象月の間の事業収入が記載されており、税理士による署名又は記名押印を得たもの。)

- ・滞納がない旨の町税等に係る直近の納税証明書
- ・申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ・運転免許証やマイナンバーカード等本人確認書類の写し
- ・(事業所等を賃借している場合のみ) 事業所等の賃借に係る契約書等の写し
- ・次に掲げるいずれかの書類の写し

ア 個人事業の開業・廃業等届出書

(開業日が2019年12月31日以前で、当該届出書の提出日が2020年4月1日以前であり、税務署受付印が押印(e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付)されているもの。)

イ 事業開始等申告書(地方公共団体が発行。)

(事業開始の年月日が2019年12月31日以前で、当該申告書の提出日が2020年4月1日以前であり、受付印等が押印されているもの。)

ウ ア及びイ以外で開業日・所在地・代表者・業種・書類提出日の記載がある書類
(事業開始の年月日が2019年12月31日以前であること。)

(2) 給付額の特例

$$(\text{給付額}) = (A \div 3 \times 6) - (B \times 6)$$

A：2020年1月から3月の間の事業収入の合計

B：2020年新規開業対象月の月間の事業収入